

平成 26 年 7 月 1 日

各保健福祉事務所長 様

医 療 課 長

平成 26 年度人生の最終段階における医療体制整備事業の
実施及び公募について（通知）

このことについて、厚生労働省医政局長から別添のとおり通知がありました
ので、貴所所管医療機関に周知いただきますようお願いいたします。

なお、公益社団法人神奈川県医師会、公益社団法人神奈川県病院協会、一般
社団法人神奈川県精神科病院協会には別途通知していることを申し添えます。

問い合わせ先

地域医療・医師確保対策グループ 安達

電話 045-210-1111 内線 4878

ファクシミリ 045-210-8856

電子メール ouhuku-chiikiiryou@pref.kanagawa.jp





医政発 0625 第 18 号
平成 26 年 6 月 25 日

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

平成 26 年度人生の最終段階における医療体制整備事業の実施について

標記については、別紙「平成 26 年度人生の最終段階における医療体制整備事業実施要綱」を定め、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管内の医療機関等に対しては、貴職からこの旨周知されたい。

(別紙)

平成26年度 人生の最終段階における医療体制整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、患者の意思を尊重した人生の最終段階における医療を実現するため、医療機関において、「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」（平成19年厚生労働省）に則って、患者の人生の最終段階における医療などに関する相談に乗り、必要に応じて関係者の調整を行う相談員の配置や、困難事例の相談などを行うための複数の専門家からなる委員会（以下、「臨床倫理委員会」という）の設置などを行うことによって、人生の最終段階における医療に係る適切な体制のあり方を検討し、その体制整備に資することを目的とする。

2 事業の実施主体

(1) 人生の最終段階における医療体制整備事業

本事業の実施主体は、「平成26年度人生の最終段階における医療体制整備事業実施者公募要領」に基づき選定した医療機関（以下「事業実施者」という。）とする。

(2) 相談員研修プログラムの改訂案作成等

人生の最終段階の医療に関し十分な研究実績を有する研究機関又は医療機関であって、人生の最終段階の医療の提供に関して十分な実績を有する者として、独立行政法人国立長寿医療研究センターを実施主体とする。

3 事業内容

(1) 人生の最終段階における医療体制整備事業

事業実施者は、以下に示す①～⑦の活動等を通して人生の最終段階における医療に係る適切な体制を整備する。

- ① 事業実施者は、当該医療機関において人生の最終段階における医療に係る相談等を行う相談員を1名以上選定し、国立長寿医療研究センターが実施する相談員研修に参加させること。相談員は看護師又は医療ソーシャルワーカー等とする。
- ② 当該医療機関における現状の人生の最終段階における医療に係る相談体制を踏まえ、課題の整理に基づき相談員の活動方針を決定すること。医療機関は、相談員が積極的に活動できるよう環境整備に努めること。
- ③ 相談員研修及び当該医療機関における活動方針に基づき、人生の最終段階にある患者に対して患者の意思を尊重した医療が提供できるよう相談支援を実施すること。

- ④ 国立長寿医療研究センターより受講した研修及び「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」の内容について、医療機関の関係者等に対して伝達するための研修を実施するなどの普及に努めること。
- ⑤ 相談支援の実施においては、相談員を中心とした医師を含む多職種による医療・ケアチーム（歯科医師、薬剤師、管理栄養士など）で実施すること。また、医療内容の決定が困難な場合に、臨床倫理委員会を設置して協議すること。臨床倫理委員会は、施設長を委員長とすることが望ましい。
- ⑥ 地域の診療所や施設等と連携し、原則として退院後も患者についての情報共有等のフォローアップを行うこと。
- ⑦ 事業の実施に伴い、事業の評価に係る事項や患者からの相談事例等を定期的に、また求めに応じて国立長寿医療研究センターへ報告すること。また、相談員研修プログラムに関する意見を提出すること。

(2) 相談員研修プログラムの改訂案作成等

国立長寿医療研究センターは、以下に示す①～⑥を通して、3の(1)に掲げる事業の進捗管理、評価を行うとともに、相談員研修プログラムの改訂を行う。

- ① 「人生の最終段階における医療にかかる相談員の研修プログラム案を作成する研究」（平成25年度厚生労働科学特別研究事業）において作成された相談員研修プログラムの検討及び事業の評価のために、外部有識者を含めた委員会（以下「モニタリング委員会」という。）を設置すること。
- ② モニタリング委員会において、事業の評価方法を確立すること。評価の視点には、相談員の職種の違いや患者の意思決定プロセスに果たした役割、具体的な関わり方が明らかになるよう配慮すること。評価のための報告様式等の報告方法を定め、事業実施者に対して事業開始前に伝達すること。
- ③ 相談員研修プログラムに基づき、事業実施者の選定した相談員に対して相談員研修を実施すること。
 - ※ 研修内容においては、「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」に準拠し、人生の最終段階の病態と対応する方法に関する基本的知識及びカウンセリングやコミュニケーション技法の基本を中心とした患者の意思決定を支援するプロセス等を含めること。
- ④ 事業実施者における相談支援の実施や臨床倫理に関する委員会の設置等にあたり、必要に応じて事業実施者からの相談に応じる等の支援を行うこと。
- ⑤ モニタリング委員会において、事業実施者の事業を把握し評価すること。
- ⑥ モニタリング委員会において、事業の評価を通じ、必要に応じて相談

員研修プログラムを改訂すること。

4 配置する職員

(1) 人生の最終段階における医療体制整備事業

以下の職員を配置し、事業の適切な運営が可能な体制を確保すること。

- ① 専ら従事する相談員（看護師、医療ソーシャルワーカー等であつて、国立長寿医療研究センターが実施する所定の研修を受講した者）
- ② 相談員を中心とした医師を含めた多職種による医療・ケアチーム
- ③ 当該事業の事務を担う専任の職員

(2) 相談員研修プログラムの改訂案作成等

以下の職員を配置し、事業の適切な運営が可能な体制を確保すること。

- ① 当該事業を担当する医師
- ② 事業実施者からの相談に対応する相談窓口において、連絡調整を担う専任の職員

5 事業計画書等の提出

(1) 人生の最終段階における医療体制整備事業

事業実施者は、別に厚生労働省が示す公募要領に定める期間内に、厚生労働省の定める様式の事業計画書その他厚生労働大臣が定める書類を厚生労働省に提出する。

(2) 相談員研修プログラムの改訂案作成等

国立長寿医療研究センターは、別に厚生労働省が示す期間内に、厚生労働省の定める様式の事業計画書その他厚生労働大臣が定める書類を厚生労働省に提出する。

6 事業報告書等の提出

(1) 人生の最終段階における医療体制整備事業

事業実施者は、事業終了後に国立長寿医療研究センターの定める様式により事業報告書を作成し、厚生労働省及び国立長寿医療研究センターに提出する。

(2) 相談員研修プログラムの改訂案作成等

国立長寿医療研究センターは、事業実施者からの報告書の受領後に事業の評価及び相談員研修プログラムの改訂等に関する事業報告書を作成し、厚生労働省に提出する。